Japan tax alert

EY税理士法人

関税撤廃のさらなる拡大 -WTO情報技術協定(ITA)合意から 環境物品協定(EGA)へ

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

WTO情報技術協定(ITA)の拡大合意の実施状況と、ITAを成功事例として交渉が進められている環境物品協定(EGA)について、最新情報を以下にお知らせします。

情報技術協定の拡大合意の背景及び実施状況

1996年にIT機器の関税撤廃を目的として発効した情報技術協定(以下、「ITA」という)は、世界貿易機関(以下、「WTO」という)設立以後、最初で、かつ、最も重要な貿易自由化協定と位置付けられますが、1997年より対象品目が更新されていませんでした。昨年7月のITA拡大合意(201品目)は、時代の変化に伴う技術革新の反映のみならず、全会一致を原因とするWTOラウンド交渉の停滞、機能不全が指摘される中、WTO加盟国が等しく関税撤廃の恩恵を得る大きな成果と評価されました。

拡大合意を受け、米国は、ITA拡大対象201品目のうち、有税品の約60%の関税を2016年7月1日に撤廃しました。同じくEUでは、約77%の関税を即時撤廃しています。日本では多くの品目において合意前に関税が撤廃されていますが、今回新たに引下げ対象となる品目については、必要な国会審議及びWTOへの通告を経て、今後引下げが実施(即時撤廃)されることになります(2016年7月1日に遡っての(遡及)適用はない予定です)。



ITAから環境物品協定(EGA)交渉への進展

WTOにおけるITAを成功事例とし、その合意形成や成果の共有 方式をベースに、第2弾ともいうべく交渉が進められた協定が、 環境物品協定(以下、「EGA」という)です。EGA交渉は、2014 年7月より正式に開始され、環境の保護及び気候変動対策に 貢献する物品の関税撤廃を目的として、有志国により交渉が進 められました。現在では、46の国や地域が交渉に参加していま す。環境物品の貿易自由化については、アジア太平洋経済協力 (以下、「APEC という)会議での取り組みが先行(2015年12 月までにAPECが定める環境物品54品目の関税を5%以下にま で引き下げることで合意、大半の加盟国が既に履行)していま したが、EGAでは、APECリスト54品目より幅広い品目での関 税撤廃を目指して交渉が進められています。現在は、参加国か ら提出された候補品目リストを十台に、最終合意に向けて議論 が進められている段階です。

EGA対象品目

EGA対象品目リストは、現時点で公表されているものはありま せん。交渉の土台となる品目として、APEC環境物品54品目及 び2009年に日米欧等の9カ国により非公式に提出された153 品目が含まれると推測されています。2015年9月の時点で は、650品目が議論のテーブルに上がっていましたが、参加国 による報告書によると、304品目まで限定されたことが伝えら れました。以下は、参加国のホームページ等の公開情報から、現 時点で推定されるEGA品目の一例です。

EGA対象(推定)品目

- 大気汚染管理関連品目(気体のろ過・清浄機器等)
- 再生可能エネルギー関連(風力、水力、太陽光等)
- 高効率発電関連品目(ボイラー、タービン等)
- 省エネルギー関連品目(エアコン、冷蔵庫、LED照明等)
- 環境モニタリング・分析・評価関連品目(サーモメーター等)
- 騒音·振動対策関連品目(防音コルク、エンジン専用部品等)
- 廃棄物処理関連品目(廃棄物コンテナ、コンベヤー、 シュレッダー等)
- ▶ 水処理関連品目(液体のろ過·清浄機器等)

今後のEGA交渉スケジュール

2016年10月以降、3回のEGA会合が予定されており、最終的 に2016年12月のEGA閣僚級会合にて、合意を目指すことが 明らかにされています。

企業への影響について

日本企業が得意とする対象品目の関税撤廃が実施され、国際 競争力の向上が期待される一方で、技術的な懸念点として、各 協定の対象品目リストの中で、国によりHSコードの解釈が異な る品目が出てくることが想定されます。例えば、ITA拡大合意に おける添付文書A及びBのうち、特に添付Bについては、どのHS コードに分類されるかに関わらず、協定の対象とする具体的な 品目、仕様を列挙する形としています。EGAにおいてもITAに近 いリスト様式が採用される可能性があることから、先に記載した リストの品目について、輸入国によりHSコードの判断が異なる (結果として、適用税率が異なる)ケースが想定されます。対策 としては、輸入国当局に対しHSコードの事前教示を申請してお くことが安全といえます。

EY税理士法人では、EYのグローバルネットワークを活用するこ とにより、ITA対象製品や今後導入が予定されるEGA対象物品 についても適切な税率での輸入をサポートすることができま す。ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

なお、上記の記事は公開されている情報等から各協定の進捗 についてEY税理士法人の理解に基づき記載したものであり、 推測を含む部分があります。また、本記事は税務アドバイスを 目的とするものではありません。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

+81 3 3506 2678

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan 最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jpをご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160928

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp